

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

平成三十年三月一日

			広島県監査委員
		安	井
		東	裕
	同	保	幸
	同	兆	生
	同	奥	生
	同	赤	明
		木	
		稔	